社会資本総合整備計画

(地域住宅計画(秋田県湯沢地域))

湯沢市

平成26年3月

社会資本総合整備計画 (地域住宅計画)

計画の名称 秋田県湯沢地域

都道府県名 秋田県 作成主体名 湯沢市

計画期間 平成 26 年度 ~ 30 年度

交付期間 平成 26 年度 ~ 30 年度

1. 地域の住宅政策の経緯及び現況

湯沢市は、平成17年に1市2町1村が合併し、人口約5万人、世帯数約1万8千世帯の地域である。(平成25年3月末) 秋田県の最南東部に位置し、山形県、宮城県にも隣接し、国道13号、108号及び398号で結ばれており、秋田県の南の玄関口となっている。気象は内陸性で気温の差が大きく、冬は寒さが厳しく積雪も多く豪雪地帯に指定されている。

近年の傾向としては、人口、世帯数ともに減少傾向にあり、また、高齢化率も進んでおり、住宅の需給バランスの考慮に加えて、高齢者にとって住みやすい環境の整備も求められている。

公的賃貸住宅の整備状況は、低所得・住宅困窮者に提供している公営住宅が215戸(内39戸老朽化により募集停止)、その他の住宅が 17戸の合計232戸となっており、湯沢市住生活基本計画での公営住宅の需要予測では相当数の住宅整備が必要との結果がでていると 共に、既存ストックの有効活用が住宅施策として重要な事項となっている。

2. 課題

管理戸数232戸の市営住宅については、長期有効活用する計画であるが、昭和40年代に簡易耐火構造(平屋)で建設された住宅が耐用年限を経過している。入居している高齢者の割合も年々増加傾向にあり、バリアフリー対応がなされておらず、建替えによる居住環境整備が急務となっている。

3. 計画の目標

●誰でもいつまでも暮らせる安心な住まいづくり

公営住宅の建替えによりバリアフリー化を推進し、一定の居住水準を確保した住宅を住宅困窮者に提供する。

4. 目標を定量化する指標等

指 標	単位	定義	従前値	基準年度	目標値	目標年度
耐用年限を経過した市営住宅の割合	%	市営住宅における耐用年限を経過した住宅 の戸数割合	22.0%	H26	10.0%	H30
市営住宅のバリアフリー化の割合	%	市営住宅の高齢者等のための設備がある割合	23.0%	H26	40.0%	H30

図計画期間の終了後、上記の指標を用いて評価を実施する。

5	5. 目標を達成するために必要な事業等の概要
(1)	地域住宅計画に基づく事業(基幹事業)の概要
	〇公営住宅等整備事業 湯沢市営住宅長寿命化計画(平成23年度策定)・住生活基本計画に基づき、市営住宅の整備事業を行う。 現在、市が管理する市営住宅ストック(戸)では、供給目標量を満たすことが難しい状況となっている。また、耐用年数が過ぎ ている住宅、老朽化が目立つ住宅もあることから、それらの団地の供給量と合わせて、その後の市営住宅の供給方法について検 討する必要がある。建替えにあたっては非現地建替えとし、高齢者等が安心して暮らせる市街地に整備する。
	〇公的賃貸住宅家賃低廉化事業 住宅に困窮する低額所得者に、低廉な家賃で公的住宅を賃貸する。
(2)	地域住宅計画に基づく事業(提案事業)の概要
	〇公営住宅整備事業に伴う、駐車場整備を行う。 〇耐用年数が過ぎ、老朽化の著しい公営住宅を除却する。
(3)	
	特になし

(4)	関連社会資本整備事業の概要
	特になし
(5)	効果促進事業の概要
	特になし
(6)	その他(関連事業など)
	特になし

6. 目標を達成するために必要な事業等に関する経費等 643 (50) 効果促進事業費の割合 ((A1-B)+C)/(A+B+C) 合計 (A+B+C)

В

0

C

0

643

(うちA1-B)

全体事業費

7. 78%

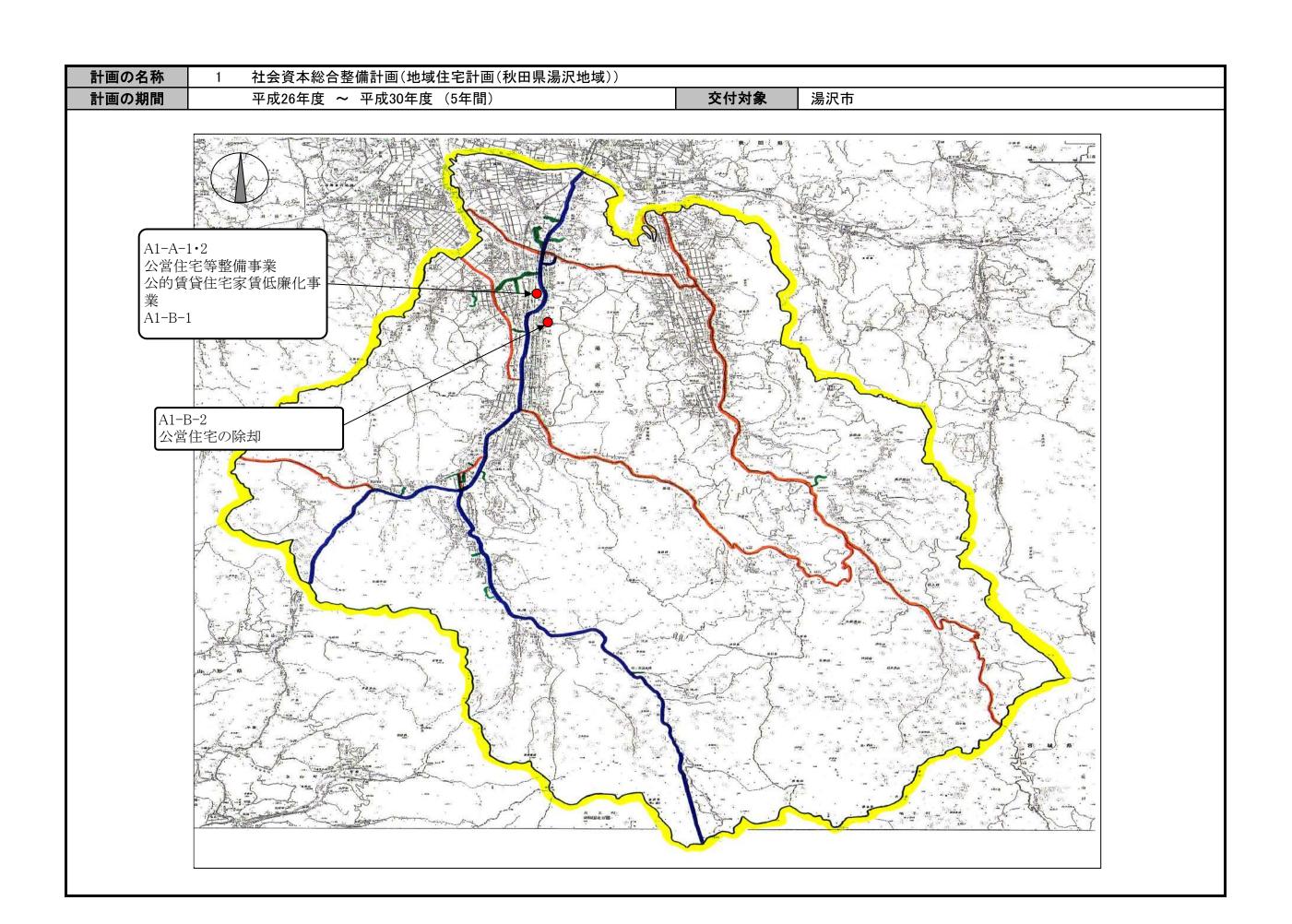
7. 法第6条第6項の規定に基づく公営住宅建替事業に関する事項
7. 公分の未分の例の例だに盛り、公告は七姓自事未に関する事項
特になし
※法第6条第6項に規定する公営住宅建替事業に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第12条に規定する施行要件の特例の対象となります。
8. 法第6条第7項の規定に基づく配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項
┃ 特になし
付になり

※法第6条第7項に規定する配慮入居者及び特定優良賃貸住宅の賃貸に関する事項を地域住宅計画に記載する場合には、法第13条に規定する特定優良賃貸住宅の入居者の資格に係る認定の基準の特例の対象となります。(ただし、一定の要件を満たすことが必要です。)

9. その他公的賃貸住宅等の管理等に関する事項

特になし

「法」とは、「地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法」をいう。



社会資本整備総合交付金チェックシート

(地域住宅計画に基づく事業等タイプ)

計画の名称: 社会資本総合整備計画 (地域住宅計画(秋田県湯沢地域))事業主体名:湯沢市

チェック欄 I. 目標の妥当性 ★①計画の目標が基本方針と適合している。 0 ★②地域の住宅ストックや住環境整備の状況等、現状分析が適切になされている。 \circ 0 ★③地域の住宅政策上の課題を的確に踏まえた目標となっている。 ★④関連する各種計画(住生活基本計画等)との整合性が確保されている。 0 ⑤緊急性の高い課題に取り組む内容となっている。 0 (該当するものに〇) (イ) 安全面、衛生面等の居住環境の改善 ⑦ 老朽化した住宅ストックの更新 ウ 子育て世帯、高齢者、障害者等の居住の安定の確保 エ 既存住宅ストックの有効活用 オ まちなか居住の推進 カ 地方定住の推進 キ その他(地域の実情に応じた緊急性の高い課題を記入) ⑥数値目標や指標を用いるなど、客観的かつ具体的な目標となっている。 0 Ⅱ. 計画の効果・効率性 ★①事業内容は、計画の目標を達成する上で適切なものとなっている。 \bigcirc ★②十分な事業効果が得られることが確認されている。 O ③事業効果は、数値、指標等を用いて客観的に示されている。 0 ④事業の実施に当たり、福祉施策等との連携が図られている。 \bigcirc ⑤事業の実施に当たり、民間活力の活用が図られている。 ⑥事業効果をより高めるため、ハード事業とソフト事業を効果的に組み合わせる等 \bigcirc の工夫がなされている。 ⑦地域の実情に応じた創意工夫に基づく事業が盛り込まれている。 ⑧地域再生計画に地域住宅交付金の活用についての記載をしており、内閣総理 大臣の評価を受けている。 (評価結果として該当するものに〇) ア 80点以上 イ 60~79点 ウ 60点未満 Ⅲ. 計画の実現可能性 ★①事業熟度が十分である。 Ο ★②計画に記載された事業に関連する地方公共団体等の理解が得られている。 \bigcirc ★③地域住宅計画を公表することとしている。 \circ ④地域住宅協議会等、関係地方公共団体等の意見調整の場が設けられている。 ⑤計画内容に関し、住民に対する事前説明が行われている。 \circ ⑥計画期間中の計画管理(モニタリング)体制が適切である。